



中東情勢に伴う仕入価格高騰緊急支援事業 (農林水産業者) 申請要領

【申請受付期間】

第 1 回

令和 8 年 9 月 3 0 日 (水) ~ 令和 8 年 1 1 月 1 3 日 (金)

第 2 回

令和 8 年 1 2 月 7 日 (月) から令和 9 年 1 月 1 5 日 (金)

※ 申請方法は電子申請となります。窓口での申請はできません。

※ 申請受付期間を過ぎて提出されたものは受け付けることはできません。

【問い合わせ先】

令和 8 年 9 月 2 9 日 (火) ~ 令和 9 年 2 月 2 6 日 (金) まで

中東情勢に伴う仕入価格高騰緊急支援事業 (農林水産業者)

コールセンター

0 5 0 - 1 7 4 6 - 2 6 3 4

受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで (土・日・祝日除く)

※通話料金は発信者であるご自身の負担となります。

埼玉県農林部生産振興課



埼玉県マスコット

「コバトン」「さいたまっち」

目 次

I	交付対象者	2
II	事業内容	2
	1 交付対象	2
	2 補助金の額等	2
III	申請手続等	3
	1 申請受付期間	3
	2 申請方法	3
	3 申請書類	4
	4 申請の支援	5
	5 申請書類の審査及び補正	5
	6 交付の決定	5
	7 その他	5
	8 申請手続に関する問い合わせ先	6

I 交付対象者

交付対象者は、次のア～エまでの要件を全て満たす農林水産業者です。

チェック	交付要件
☐	ア 埼玉県内に住所を有する農林水産業者又は埼玉県内に主たる事業所を置く農林水産業を営む法人であること。
☐	イ 申請日時点において、埼玉県内で農林水産業を経営しており、引き続き埼玉県内で経営を継続する意思を有すること。
☐	ウ 農林水産業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。
☐	エ 実質的に経営に関与する者等に、埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条例第2第2号に規定する暴力団員等を含まないこと。

II 事業内容

1 交付対象

交付対象は、次のとおりです。

（1）石油等由来製品 ＊1

石油等由来製品であって、令和8年3月以降に交付対象者が仕入れた価格と同年2月末時点の販売価格を比較して価格上昇率が50%以上であることが確認できるもの

（2）石油等由来製品の代替品 ＊2

石油等由来製品の代替品であって、令和8年3月以降に交付対象者が仕入れた価格と同年2月末時点の代替前製品の販売価格を比較して価格上昇率が50%以上であることが確認できるもの

＊1 農林水産業の経営に供する資材のうち石油や天然ガスなどの化石資源を原料として製造された製品

＊2 農林水産業の経営に供する資材のうち石油等由来製品に代わり使用でき、同等の機能を有する製品

2 補助金の額等

令和8年3月以降に仕入れた石油等由来製品、石油等由来製品の代替品の費用をもとに、下記の補助金額算定の考え方に基づいて算出します。

算出した補助金申請額の合計が50万円を超える場合には、補助金額は50万円となります。また、算出した補助金申請額の合計が10万円に満たない場合は、交付対象となりません。

(補助金額算定の考え方)

交付対象	交付単価	補助金の額	補助上限額・下限額
石油等由来製品 (石油等由来製品であって、令和8年3月以降に交付対象者が仕入れた価格と同年2月末時点の販売価格を比較して価格上昇率が50%以上であることが確認できるもの)	仕入れた製品ごとに次の式により算定した額 $(a-b) \times 1/2$ a: 令和8年3月以降の仕入品単価(税抜) b: 令和8年2月末時点の仕入品単価(税抜) * 1	交付単価に仕入数量を乗じた額 * 3	上限額 50万円 下限額 10万円
石油等由来製品の代替品 (石油等由来製品の代替品であって、令和8年3月以降に交付対象者が仕入れた価格と同年2月末時点の代替前製品の販売価格を比較して価格上昇率が50%以上であることが確認できるもの)	仕入品ごとに次の式により算定した額 $(a-b) \times 1/2$ a: 令和8年3月以降の代替品の仕入品単価(税抜) b: 令和8年2月末時点の代替前製品の仕入品単価(税抜) * 2		

* 1 石油等由来製品について、令和8年2月末時点で同一製品の仕入実績がない場合にあっては、同時点の販売価格を証する書類の提出により、当該価格を用いて算定するものとする。

* 2 石油等由来製品の代替品について、令和8年2月末時点で代替前製品の仕入実績がない場合にあっては、同時点の販売価格を証する書類の提出により、当該価格を用いて算定するものとする。

* 3 千円未満は切り捨てとする。

※消費税及び地方消費税については補助対象外とする。

※いずれも予算の範囲内で交付する。

Ⅲ 申請手続等

1 申請受付期間

第1回：令和8年9月30日（水）から令和8年11月13日（金）まで

第2回：令和8年12月7日（月）から令和9年1月15日（金）まで

2 申請方法

以下のホームページの電子申請フォームから申請してください。

中東情勢に伴う仕入価格高騰緊急支援事業（農林水産業者）

検索

<https://shiirekakakukoutou-norinsuisangyo.pref.saitama.lg.jp>

※締切日の23時59分までに電子申請を完了してください。

【推奨ブラウザ】

申請時の各 OS に対する推奨ブラウザは以下のとおりです。

推奨以外のブラウザを使用した場合、正しく表示されない場合があります。

PC

- ・Windows 版 Google Chrome、Mozilla Firefox、Microsoft Edge の最新版
- ・Mac 版 Google Chrome、Safari、Mozilla Firefox の最新版

スマートフォン

Android 又は iOS の標準搭載ブラウザの最新版（日本語版）

機種によって、画面表示が崩れたり、文字が切れる可能性があります。

【注意】添付ファイルの容量

- 「交付申請兼請求」の電子申請における各項目に添付するファイルの容量の上限は 9.4MB です。

上限を超える場合には以下のコールセンターに御連絡ください。

中東情勢に伴う仕入価格高騰緊急支援事業（農林水産業者）コールセンター

電話番号 050-1746-2634

受付時間 午前9時から午後5時まで(土・日・祝日除く)

※通話料金は発信者であるご自身の負担となります。

3 申請書類

下表の申請書類を電子申請フォームから提出してください。また、必要に応じて追加書類の提出を求めることがあります。

<注意事項>

必要に応じて追加の書類の提出や申請内容の確認、説明を求めるために連絡することがあります。その際、連絡が取れない場合や期日までに指定した書類の提出がない場合には、不交付決定をさせていただくことがあります。

	チェック	申請書類
1		交付申請書兼請求書（様式第1号）
2		中東情勢に伴う仕入価格高騰緊急支援事業（農林水産業者）費補助金に係る対象製品仕入量等集計表（様式第2号）
3		暴力団排除に関する誓約事項（様式第3号）

4	石油等由来製品等の仕入実績がわかるもの ※石油等由来製品にあっては、令和8年3月以降の仕入額並びに令和8年2月末時点の価格及び仕入量（石油等由来製品の代替品にあっては、令和8年3月以降の仕入額並びに令和8年2月末時点の代替前製品の価格及び仕入量）が証明できるもの。なお、令和8年2月末に仕入実績がない場合は仕入量を証する書類は省略可とする。
5	本補助金振込先の口座に関する情報（金融機関名、口座番号、名義人等）が分かる書類（預金通帳の写し等）

4 申請の支援

申請に当たっては、県から委託を受けた申請を支援する団体のサポートを受けることができます。

希望する方は、電子申請の手続き、石油等由来製品等の仕入実績、価格が分かる資料の提供等について申請を支援する団体に相談してください。

5 申請書類の審査及び補正

申請書類の受領後、事務局が交付要件に基づき内容を審査します。

不備がある場合はメール又は電話でお知らせします。必要に応じて、電子申請フォームから申請内容の修正や添付書類の追加をお願いします。

6 交付の決定

（1）交付の決定

「交付申請書兼請求書」等の内容が適正と認められ、本補助金を交付する旨を決定したときは、後日、「交付決定・確定通知書（様式第4号）」をシステム上で交付又は郵送し、本補助金を指定口座に振り込みます。

（2）不交付の決定

申請が要件に該当しないなどの理由で、本補助金を交付しない旨を決定したときは、後日、不交付に関する通知を郵送します。

7 その他

（1）状況報告及び是正措置

本補助金の交付に必要な場合は、事業所の検査又は報告の請求を行うことがあります。また、検査又は報告の結果、本補助金の交付に疑義が生じた場合は、必要な是正措置を求めることがあります。

（2）交付決定の取消し

交付決定後に虚偽の申請その他本補助金の交付が不適當であると認められる事実が判明した場合は、交付決定を取り消します。また、本補助金の振込後に

交付決定を取り消した場合は、当該補助金を返還していただきます。返還に当たっては当該補助金を交付した日から返還された日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を納付していただきます。また、期日までに返還しなかったときは、期日の翌日から返還までの日数に応じ、未納額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を納付していただきます。

8 申請手続きに関する問い合わせ先

中東情勢に伴う仕入価格高騰緊急支援事業（農林水産業者）コールセンター

電話番号 050-1746-2634

受付時間 午前9時から午後5時まで（土・日・祝日除く）

※通話料金は発信者であるご自身の負担となります。